令和４年度静岡県介護事業者向け事業継続計画（ＢＣＰ）策定研修実施要領

１．目的

多発する自然災害や新型感染症等のリスクに対応するため、介護事業所においてもＢＣＰの策定が義務づけられているが、多くの事業者が、ノウハウやスキル、情報の不足等の理由によりなかなか取り組みが進まない状況にある。

このため、県では、研修会を開催し、ＢＣＰの重要性や策定方法、実効性を確保するための手法を紹介することにより、ＢＣＰの策定を支援する。

なお、研修は入所・通所系事業所とそれ以外で分けて実施することとし、今回は入所・通所系事業所を対象として実施する。

２．実施方法

「静岡県と東京海上日動火災保険株式会社との地方創生に関する包括連携協定」を活用し、静岡県の主催により実施する。（参加者の募集、受付等は静岡県が行う）

３．実施日時

令和５年３月１７日（金）１４：００～１６：００

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンライン方式による研修とする。

４．受講対象者

以下の入所・通所系事業所においてＢＣＰ策定等に従事している職員。

法人本部のＢＣＰ策定責任者・担当者の参加を推奨

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、有料老人ホーム（サ高住除く）

※施設における研修・訓練の具体例を数多く紹介しています。BCP策定済の事業者もご参考となる内容です。

５．受講定員

９００人（１事業所あたり２人まで。希望者多数の場合はＢＣＰ未策定の事業所を優先。）

６．内容

別添チラシに記載のとおり

７．受講料

無料。但し、受講のために要する経費については受講者の負担とする。

８．受講申込

下記アドレスにアクセスし、３月１０日（金）までに必要事項を入力して申し込む。

<https://forms.gle/J218NkStRNUxrfdu7>

９．受講申込にあたっての注意事項

・オンラインによる研修を受講するために必要な機材、環境、筆記用具等は、受講者側にてご用意下さい。

・受講者には、後日、研修で使用する資料や受講に関する連絡事項について御連絡します。なお、研修で使用する資料は電子媒体で送付しますので、受講者は必要に応じて印刷をお願いします。

10．お問合せ

・静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課　担当　小池　電話：054-221-2409

・東京海上日動火災保険株式会社静岡支店　担当　松下　電話：054-254-0019